

令和7年度募集要項

南三陸町子どもの居場所づくり支援事業補助金 ～募集のお知らせ～

○趣旨

町では、多様かつ複合的な問題を抱える子どもに対する地域支援体制の強化を図るために、南三陸町内において「子どもの居場所づくり」（子どもの食事支援、学習機会や遊びの体験を支援する事業）に取り組む団体に対し、予算の範囲内において費用を補助する事業を実施します。

※事業の募集は、令和7年7月1日から行っています。

補助対象事業及び補助金額

- ① 子ども食事支援を行う事業（1回の開催あたり 上限70,000円）
→子ども食堂や子ども宅食、フードパントリーなど、食事を提供する事業を含む子どもの居場所づくり
- ② 学習機会、遊びの体験を支援する事業（1回の開催あたり 上限30,000円）
→学習教室やプレーパークなど学習や遊びの体験を提供する事業を含む子どもの居場所づくり

【応募・お問い合わせ】

総合ケアセンター南三陸 保健福祉課 子育て支援係
「南三陸町子どもの居場所づくり支援事業補助金」担当
電話：0226-46-1402 FAX：0226-46-4587

※申請を検討する団体にあたっては、事前に窓口又は電話で事業内容等の確認と相談をお願いいたします。 また、来庁する際には電話にて予約をお願いいたします。
※詳細については2ページ以降を確認ください。

1 対象団体

南三陸町内において、子どもの居場所づくりに取り組む団体が対象です。
法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

※以下に該当する団体は対象外になります

- ◆団体の構成員（法人の場合は役員）に暴力団員等を含む団体
- ◆活動内容が公序良俗に反する団体

2 応募要件

補助対象となるのは、以下の要件を全て満たすことが条件です。

(1) 対象事業に関すること

- 本制度の趣旨（1ページ目に掲載）に合致する団体であること
- 補助対象事業（1ページ目に掲載）を実施する中で、子どもやその保護者から相談を受けた場合や、虐待等の養育環境に問題があり支援が必要と思われる子どもや家庭を発見した場合に、関係機関と連携を図ること

(2) 実施頻度に関すること

- 交付決定をうけてからの事業開始であること
- 実施頻度については、定期的かつ継続的な事業であること （年度途中の新たな補助事業となるため、今年度は2か月に1回程度の実施でも可とします）

(3) 事業対象に関すること

- 居場所を必要とする児童を受け入れ、事業実施時にはチラシの配布・掲示やホームページ等により、広く周知を行うこと

(4) 子どもの衛生管理・安全管理に関すること

- 事業の実施中や送迎時等において、子どもの安全管理に十分配慮すること
- 食事を提供する事業にあたっては、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮し、事前に【気仙沼保健福祉事務所 食品薬事班（0226-22-6615）】に相談すること。また、「食育」促進の観点に配慮すること
- 生ものなど、食中毒を起こす危険性がある食事の提供は避けること

(5) その他の要件

- 実施について、地域住民の理解と協力を得られること
- 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること
- 法令及び南三陸町の条例、規則、その他の規定に遵守すること

※以下に該当する場合は対象外になります

- ◆営利を目的とした事業
- ◆政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業
- ◆特定技能の向上を目指す教室事業や、協議目的のための事業

3 対象経費

対象事業に要する経費のうち、以下の表に掲げる経費が対象です。

交付決定前に着手する事業に要する経費については、補助対象となりません。

補助対象経費		
報 償 費	報償費	・事業を実施する有償ボランティアスタッフ等への報償 (1時間当たり1,000円を上限とする) なお、補助対象者の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等経常的な経費を除く。
	講師謝金	・講師への謝礼
需 用 費	消耗品費	・食材料や調味料など、食事の提供に必要な経費 (使い捨て容器など) ・学習機会、遊びの体験の提供に必要な経費
	食糧費	・お茶代(ペットボトルなど)、仕出し弁当等
	光熱水費	・当該事業に係る食料品の保管や調理、会場使用に要する光熱水費
	印刷製本費	・チラシ作成費用等
	燃料費	・食事の配達等当該事業に係るガソリン代
役 務 費	通信費	・当該事業に係る電話代、インターネット通信料
	保険料	・事業を実施する際の食中毒や交通事故など不測の事態によるけが等に対応できる保険に加入する経費
	手数料	・事業に必要な資格の研修・講習の手数料 ・食事提供における検便の検査手数料
賃 借 料 使 用 料 及 び	使用料	・会場使用料や食料品の保管場所等に要する経費 ・I C T 機器(パソコン、タブレット等)のリース費用
その他経費		事業の主旨に合致し、事業実施のために特に必要があると認められる経費

※以下の経費は対象外となります

◆団体の運営に要する経費

(団体の事務職員等の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費や借上費など)

◆事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費

◆団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇にかかる経費

◆通常より著しく高額、高級と判断される経費

◆その他、補助対象とすることが適当でないと判断する経費

◆同じ対象経費について、他の助成制度で補助をうけている経費

(対象経費が異なっていれば補助可)

4 提出書類

以下の申請書類に必要事項を記載いただき、南三陸町保健福祉課子育て支援係に提出してください。

申請書類を元にヒアリング（対面）を行います。書類持参時にヒアリングを希望される場合は、事前に日程調整のうえ来庁してください。

なお、応募に要する経費は、全て応募団体の負担とし、提出いただいた書類は選考結果に関わらず返却いたしません。

提出が必要な申請書類

(申請書類及び参考様式は南三陸町ホームページからダウンロードできます。)

- (1) 南三陸町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（参考様式 Excel データ）
- (3) 収支予算書（参考様式 Excel データ）
- (4) 団体の定款・規約（様式は任意）
- (5) 団体の役員名簿（様式は任意）
- (6) その他、団体の概要や事業内容が分かる書類（様式任意）

5 審査方法

提出いただいた申請書等を基に、応募要件を満たしているか審査を行います。また、審査の結果、不交付となる場合があります。

6 交付決定

「5 審査方法」により、補助金の交付可否と交付予定金額を決定し、採択・不採択の結果について、応募団体に通知します。

なお、審査にかかる期間は書類を受理してからおおむね10日程度を目安としますが、状況に応じてそれ以上かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 概算払い

概算払いの請求については交付決定後、特に必要となる場合は交付予定額の3分の2を上限に概算払いにより支払います。

8 補助事業の変更

補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合、もしくは事業を中止し又は廃止する場合は、速やかに保健福祉課子育て支援係までご相談ください。

9 事業実績報告書の提出

事業実績報告に提出が必要な書類 (申請書類及び参考様式は南三陸町ホームページからダウンロードできます。)	
(1) 南三陸町こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（様式第4号）	
(2) 事業報告書（参考様式 Excel データ）	
(3) 収支決算書（参考様式 Excel データ）	
(4) 領収証等、事業実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し	
※日付（補助対象期間内）、宛名、領収者（応募団体名）、品物名（但し書き）の記載が必要です。また、原則、日付は補助金申請年度のもの（年度が異なる場合は対象外）。	
※長いレシートの場合は、全ての品名が写るようにコピーしてください。	
(5) 事業の実施状況や参加状況が分かる資料	
※上記以外、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。	

10 交付の取消

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の取消や、交付額の変更、補助金の返還請求を行う場合があります。

また、それに伴う応募者が被る侵害について、南三陸町は賠償いたしません。

- 支援事業補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- 交付の目的以外に支援事業補助金を使用したとき。
- 補助決定後に、事業の変更又は中止を行ったとき。
- 支援事業補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- 「南三陸町こどもの居場所づくり支援事業補助金要綱」の規定に違反したとき。

11 その他、申請に当たっての留意事項など

- 活動の実施状況について、補助対象期間終了後も含め、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。
- 補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- その他（事業・申請に関するQ&A）

食事の提供は必須ですか。	・必須ではありません。 ・食事（お菓子や飲料を含む）を全く提供しない、学習支援や体験支援といった支援活動も申請可能です。
利用料や参加費を徴収する場合、補助の対象になりますか。	・食材などに係る実費程度であれば、利用料や参加費などを徴収しても補助の対象となります。ただし、営利目的と判断されるような金額の場合、補助の対象外となります。 ・徴収する費用は収入として取り扱い、「収支予算書」及び「収支決算書」に記載する必要があります。また、 <u>補助金額の計算に含める必要があります。</u>

お弁当や食品の配布だけの場合、補助の対象になりますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お弁当や食品の配布だけでなく、狭くてもこどもが座つて食べられるような、過ごせるスペース等を設け、一定時間開放するのであれば補助対象になります。
学習の機会や遊び体験等の提供はどのようなものが考えられますか。	<p>(学習の機会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生の学習習慣の定着や自主学習を支援する。 ・長期休業期間等に大学生ボランティアなどが指導したり、宿題をみたりする等。 <p>(遊びの体験等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵本の読み聞かせ、昔の遊び体験、自然体験、季節の行事等。
事業を実施する場所に指定はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内であり、かつ、こどもが安心安全に過ごせる場所であれば、特に指定はありません。ただし、調理した食事を提供する場合(イベント時やバーベキュー等1回限りの実施内容を含む)、保健所への申請が必要になる場合があります。 <p>※気仙沼保健福祉事務所（食品薬事班 0226-22-6615）</p>